アルパカファームの経営・労務事件簿

第86話

農業でも設立できる労働者協同組合

監修：**矢萩大輔** ㈲人事・労務 代表取締役
無料農業支援ポータルサイト
「われらまちの農縁団」
http://social-jinji-roumu.com/farming/

今回の執筆者 **矢尾板（やおいた） 初美（はつみ）**



㈲人事・労務パートナー行政書士／903シティファーム推進協議会委員長。明治学院大学国際学部卒業後、総合物流会社を経て行政書士として独立。法人設立や事務局サポートなどコミュニティ創りを支援している。2020年より東京浅草でコミュニティカフェをスタートさせた。

今回のキャスト 社長 藤田 匠、社員 西園寺 千代、社労士 伝法院 千里

新たに農地を借りることになったアルパカファーム。農業体験施設を目論んでいる藤田社長だが、さて組織や運営はどうしたものか。地域の皆さんと一緒にやっていきたいのだが……。

藤田　千代ちゃん、二丁目の加藤さんから農地を借りられることになったよ。来週契約を交わしてくるから、書類の作成お願いしていいかな。

千代　無事話が進んだんですね、よかったです。書類の作成、了解しました。子供たちが農業体験できる畑にしたいって言ってましたけど、どうなりましたか？

藤田　その話なんだけど、PTA仲間の小池さんに相談してみたら、すごい乗り気でさ。他にも3名、一緒に運営したいって言ってくれるメンバーが集まったんだよ。だから、うちの法人で借りるのではなく、みんなで経営できたら面白いなと思ってるんだよね。

千代　そうなんですね、それは面白そうですね。そしたら新しい会社を立ち上げるんですか？

藤田　うーん、それがわからないから、伝法院先生に相談してみようかと思ってるんだ。

伝法院　皆さん、こんにちは。メールで相談の内容は拝見しました。すごく面白い取り組みになりそうですね。

藤田　ありがとうございます。早速なんですが、どんな法人で経営するのがよいのでしょうか？

伝法院　一般社団法人や合同会社などいろいろな形態が考えられますが、今回のように、出資者も労働者も経営者も三位一体なのであれば、今年10月から始動する新しい法人〝労働者協同組合〟もおすすめですよ。

藤田　労働者協同組合!?　詳しく教えてください。

運営原則と立ち上げまでの流れ

20年12月に成立した「労働者協同組合法」が、この10月にいよいよ始動する。組合員が出資し、それぞれの意見を反映しながら組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織。一人ひとりの主体的な働きを取り戻す、三位一体の組織。斎藤幸平氏の著書『人新世の「資本論」』でも登場し、新しい働き方として、労働者協同組合が注目されています。

しかし、新しい法人格、共益と公益をかけ合わせる42年ぶりの協同組合法、そして新しい働く形の法律の始動とあって、国の歩み出し・情報公開も十分ではない様子。

私どものもとに、労働者協同組合を立ち上げたい、医療法人から労働者協同組合へ移行したい、といった具体的なご相談が寄せられています。私がご相談者の代わりに、定款作成や許認可取得のための行政との折衝や日本労働組合連合会と連携しリアルに動いている中で見えてきた、労働者協同組合法人の設立の流れと、設立書類の要となる定款のポイントをまとめました。

厚生労働省の労働者協同組合サイト：https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/

「多様な就労機会の開発」「多様な地域ニーズに即した仕事づくり」「持続可能な活力ある地域社会の実現」を目的とした、労働者協同組合。農業分野における可能性を、皆さんとともに考えていきたいと思います。

組合員平等、一人一票

労働者協同組合の運営原則

①組合員が任意に加入し、または脱退することができる

【組合員の資格】組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人です。

【組合員の出資】(1)組合員は出資一口以上を有し、出資一口の金額は均一でなければなりません。(2)組合員の責任は、その出資額を限度とします。

【組合員の持分の譲渡制限】組合員の持分は、譲渡することができません。

【組合員の議決権および選挙権】出資口数に関わらず平等です。

②組合員自ら選んだ代表者と組合員との間で「労働契約」を締結する

労働者協同組合には、代表理事、専任理事および監事以外の組合員との間で労働契約を締結することが義務づけられ、労働契約を締結した組合員に労働関係法規が適用されることが明確化されました。

③組合との間で「労働契約」を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有する

出資者の5分の4以上は働く人、働く人の4分の3以上は出資組合員でなければなりません。

④剰余金は組合員が組合の事業に従事した程度（労働日数や時間数、業務の質など）に応じて配当する

※剰余金の法定積立（準備金10％、就労創出5％、教育繰越5％）を定めています。

農業分野でも可能性が広がっている

じつは私たち自身も、労働者協同組合的な活動に取り組んでいます。21年9月にスタートしたコミュニティカフェ「田心カフェ」（店舗は東京浅草）。

メンバー一人ひとりが、地域とつながりを取り戻し、小さくても自分たちらしく働く場を創っていきたい。メンバーが自ら出資し、自ら料理を作り提供する。全員で売上を共有し、使い道を決める。このようなカタチで運営してきました。労働者協同組合から学ぶことも多いと感じています。

能力ある「個」が越境し創発を起こす――その先の次代へ。〝個〟の時代から〝共〟の時代へ。どのように生きていくのか。どのような組織づくりが求められるのか。「労働者協同組合」についての学びを深め、農業分野における可能性も含め、皆さんと一緒に考えていければと思います。

労働者協同組合法人設立までの流れ

1 定款の作成
- ・発起人が作成。
- ・発起人は組合員になろうとする者3人以上が必要。

※公証役場での定款認証は不要（今後運用変更の可能性あり）

2 創立総会の開催
- ・創立総会で定款・事業内容等を議決。
- ・会議開催日の少なくとも2週間前までに開催日時・場所等を公告。
- ・議事は、組合員の資格を有する者の半数以上が出席し、議決権の3分の2以上が必要。
- ・創立総会の議事について議事録を作成。

3 発起人から理事へ事務引継
- ・原則、役員として理事（3人以上）および監事（1人以上）を置く。
- ・理事は組合員でなければならない。

4 出資の払い込み

5 設立の登記
- ・主たる事務所の所在地において登記（申請先：管轄法務局）。

※組合は、設立の登記をすることによって成立する。

6 行政庁への成立の届出
- ・設立の登記をして成立した日から2週間以内に届出が必要。
- ・届出先は、主たる事務所の所在地の都道府県知事。

法人の憲法！定款

必ず定款に定めることとされている事項を「絶対的必要的記載事項」と呼び、そのいずれが欠けていても無効となる。新しくゼロから労働者協同組合法人を立ち上げる場合には、以下事項を記載することが必要。

❶事業／❷名称／❸事業を行なう都道府県の区域／❹事務所の所在地／❺組合員たる資格に関する規定／❻組合員の加入および脱退に関する規定／❼出資一口の金額およびその払い込みの方法／❽剰余金の処分および損失の処理に関する規定／❾準備金の額およびその積立ての方法／❿就労創出等積立金に関する規定／⓫教育繰越金に関する規定／⓬組合員の意見を反映させる方策に関する規定／⓭役員の定数およびその選挙または選任に関する規定／⓮事業年度／⓯公告方法